

「新発見！くにさき未来塾」リポート

9月17日の第1回を皮切りに、1月まで計5回にわたり実施しました「新発見！くにさき未来塾」の模様をお知らせします。

49人の受講生でスタートしたこの未来塾は、地域活性化には「ひとづくり」との観点から、地域づくりリーダーの養成を目的に今年度から3年計画で実施する事



河村建一講師



モデルコースの発表の様子

業です。

地域づくりの専門家として県別杵速見地域づくり交流クラブ代表の河村建一氏を講師(アドバイザー)として招き、1回目の講義で「個性ある地域づくり」と題して講演をいただきました。2回目以降は、河村講師にアドバイスをいただきながら、受講生に国東市の魅力を再



各班ごとに「くにさきの魅力」を掘り起こす作業を行いました



発見してもらいました。内容としては、6班のグループを編成し、班ごとに国東市の現状を書き出し、発表していただきました。

「実際に住んでいる私たちが国東市の魅力に気づいていないのでは？」との考えから「国東市の良い所・悪い所を思いつくまに書き出してもらう中で、受講生は少しずつですが国東市をもっと知ることが大切であると認識したようです。中には、白熱した議論もあり、受講者のみなさんが国東市のことを真剣に考えている様子が伺えました。

5回目まで各班から地域活性化に繋がる「モデルコース」の素案が発表されました。中にはより具体的なものやユニークな意見も出され、今後に期待が持てる内容となりました。

2年目以降は実際にモデルコースを歩いたり、他市の地域づくり団体との交流会等を予定しており、「地域づくりリーダー」としての資質を高めるプログラムを考案していきます。

企画課企画係
☎0978-72-5161

税務課からのお知らせ

平成21年度は固定資産の評価替えの年です

固定資産の土地と家屋の価格は、3年ごとに見直すこととされ、これを「評価替え」といいます。この評価替えは、土地と家屋の3年間における価格の変動に対し、評価額を均衡のとれた適正な価格に見直すものです。

平成21年度はこの評価替えの年にあたります。原則として評価替えの年の翌年度及び翌々年度は価格は据え置かれます。

ただし、土地については、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行うこともあります。

固定資産諸台帳の縦覧について

縦覧制度とは、ご自分の資産の評価額が適正かどうかを判断していただくために設けられた制度です。土地価格等縦覧簿には、土地の所在・地番・地目・地積及び価格を、家屋価格等縦覧簿には、家屋の所在・家屋番号・種類・構造・建築年・床面積及び価格を記載しています。

なお、縦覧期間中に限りご自分の名寄帳を無料でお渡しします。

縦覧できる人 納税者・同居の親族・納税管理人・代理人(委任状が必要です)。

縦覧場所 本庁税務課及び各総合支所税務係

縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)

(第一期納期限) 身体障がい者等の軽自動車税の減免申請のお知らせ

身体障害者、戦傷病者、療育、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度等が一定の要件を満たす方で軽自動車を所有している方は、申請することにより軽自動車税を一台分に限り減免することができます。

申請手続きの期限は、軽自動車税の納期限の7日前(4月23日(木))までとなります。

ただし、自動車税(普通自動車等)の減免を受けている方は対象となりません。

※障がいの程度や区分により該当しない場合があります。

また、身体障害者(18歳未満)、療育、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け障がいの程度等が一定の要件を満たす方は、生計同一者所有の軽自動車でも減免を受けられる場合がありますのでお問い合わせください。

◆問い合わせ

税務課市民税係 ☎0978(72)5162
武蔵総合支所地域総務課税務係 ☎0978(68)1111

国見総合支所地域総務課税務係 ☎0978(82)1111
安岐総合支所地域総務課税務係 ☎0978(67)1111